議 第 51 号令和 5 年 2 月 2 0 日提出

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部改 正について

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部を次のように 改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部を改正する条例

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例(平成29年条例第70号)の一部を次のように改正する。

第1条中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第7号」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第9号」に改める。

附則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

(提出理由)

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。